史実：「メンターシップ制度」

→

先輩と後輩が共同で事件を受任し、先輩が後輩のメンターとなって成長を促す。

メンターシップ（後輩指導）制度にご協力をお願いします

法友全期会メンターシップ委員会委員長　廣瀬　健一郎（50期）

メンターシップ制度は後輩を指導する制度です

昨年度から運用を開始したメンターシップ制度は、先輩と後輩とが共同で事件を受任し処理することを通じて、先輩が後輩を指導する制度です。「メンター」を大辞林で引くと「〔『オデュッセイア』の登場人物（Mentor）の名から〕良き指導者。優れた助言者。恩師。」とあり、「メンター制度」は、「企業の人事制度の一。先輩社員が後輩や新人に指導や支援を継続的に行うもの。」と説明されています。

後輩指導を目的としたメンターシップ制度は、司法試験合格者の増加に伴い、登録後すぐに独立する弁護士を含め、先輩弁護士からの実際の事件処理を通じた指導を受ける機会がない弁護士が増加している現状において、指導を希望する後輩弁護士に事件処理を通じた指導を受ける機会を提供する意義の大きい制度です。平たく言えば、先輩が後輩に指導を行うという弁護士業界の良き伝統に則った良い制度です。

制度の詳しい説明については、次ページ以下のメンターシップ委員会須郷知徳事務局長の説明をご覧ください。

指導担当者としてご登録ください

この良い制度を運用していくためには、後輩弁護士と共同して事件を受任し、指導する担当者を、多数確保することが必要です。指導担当者としては、概ね３年目から１５年目の弁護士を予定しています。とりわけ、５７期以上の弁護士経験５年以上を有する皆様には、ご自身が登録直後に先輩弁護士の指導を受けられる恵まれた環境にあったことに思いを致して、ぜひ指導担当者にご登録くださいますようお願い致します。

事件のご提供をお願いします

メンターシップ制度による指導を行うためには、法友全期会員を含む法友会の会員の方々から、メンターシップ委員会に事件をご提供いただく必要があります。

現在、指導を受けることを希望して研修を受け、指導対象者として登録いただいている登録４年目までの法友全期会員が３５名います。これに対して、事件（法律相談にとどまった案件を含みます。）のご提供は６件で、事件をご提供くださったのはすべて法友全期会員です。全期ＯＢの皆様へのお知らせが不十分なこともあるかと思い、今年度はメンターシップ制度の宣伝をどんどん行って参ります。

刑事事件はお受けしておりませんが、指導が目的ですので、少額案件でもお受け致します。また、安心して事件をご提供いただくために、指導担当者の登録者を多数準備して、事件ご提供者に指導担当者を選んでいただけるよう努力致します。

「他の弁護士にやってもらってもよい」という事件がありましたらぜひメンターシップ制度事務局にお声をお掛けください。また、勤務弁護士の皆様も、もし、事務所で他の事務所に頼もうとする事件がありましたら、メンターシップ制度のことをボスにお知らせくださいますようお願い致します。

— 9 —

2010.7.1(9頁)

史実：「春合宿報告」

前年度活動報告（春 合 宿）

春合宿はなぜ盛り上がるのか?
（春合宿のご報告）

２００９年度政策担当副代表幹事　五　島　丈　裕
（54期）

春合宿は実施された！

「だって、泊まらなければ意味ないじゃん！」的な発言を現法友全期会代表の豊崎寿昌先生（当時政策研究会代表世話人）がされ、政策委員会の話し合いで出ていた日帰り論者を押し切り、無事にメンターシップ制度研修を兼ねた春合宿が実施されました。

３月27日、28日、茨城県つくば市「ホテルレイクサイドつくば」で行われた春合宿には総勢74名が参加し、その中にはイキの良い司法修習生18名もおりました。

企画として、１日目に、!メンターシップ制度の説明（久保内統先生）、"ビジネスマナー講演（外部講師・渡瀬謙先生）、#メンターシップ制度研修会（政策メンバー）、$債権法改正講義（能見善久学習院大学教授）、２日目に、%マーケティング研修（湊信明先生のご講演、その後、西中克己先生、赤司修一先生、清澤清一郎先生をパネリストに加えた研修）を行い、解散後、任意参加でバーベキューをしました。

ちなみに、１日目の夜は、懇親会（夕食）、カラオケ大会（二次会）の後、２つの執行部部屋をベースにして、自由に宿泊部屋を移動しながら、飲んだり、食べたり、話をしたり（一部、修習生による就職活動）、叩いたり蹴ったり（すなわち愛情の発露）する形式で三次会を行い、エネルギーの切れた人から静かな部屋を確保して、それぞれ床についてゆきました。

春合宿は盛り上がった！

春合宿の企画は充実していました。

ビジネスマナー講演は、多くの著作や研修を手掛けていらっしゃるビジネスマナーのプロの外部講師によるもので、名刺交換の仕方や着席位置など、普段、私達が漠然と考えていることについて、ユーモアを交えながら明瞭なお話をして頂きました。

債権法改正講義は、学習院大学教授であり、法制審議会民法（債権関係）部会の委員でもいらっしゃる能見先生によるもので、改正に向けた検討内容、改正作業の進捗、見通しなど、改正に関わる新鮮なお話を拝聴致しました。

又、新人研修・ＯＪＴを目的としたメンターシップ制度について、事件を振り分けて依頼者と打ち合わせをするまでの場面を政策メンバーが弁護士や依頼者の役を務めて寸劇し、その後、当日くじで選ばれた新人と修習生が、依頼者役の弁護士から実際に法律相談を受ける形で、研修を実施しました。

自分を押し殺した（と信じたいほど強烈な）キャラクターを演じ切った政策メンバーの演技力も然ることながら、当日、修習生と新人にいきなり法律相談を受けさせるという設定

2010.7.1(30頁)

←

メンターシップ制度研修を兼ねて実施。

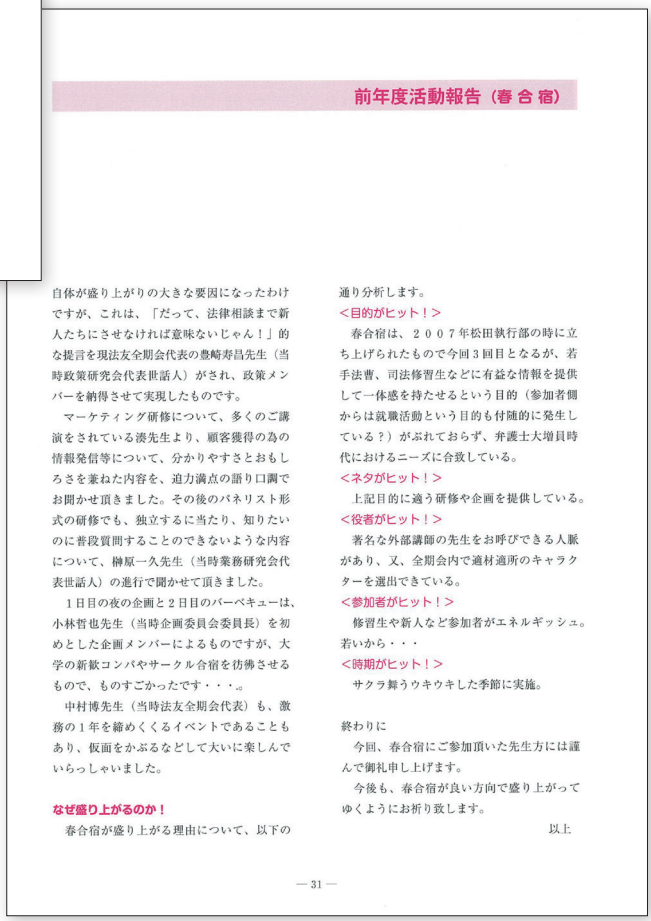

前年度活動報告（春 合 宿）

自体が盛り上がりの大きな要因になったわけですが、これは、「だって、法律相談まで新人たちにさせなければ意味ないじゃん！」的な提言を現法友全期会代表の豊崎寿昌先生（当時政策研究会代表世話人）がされ、政策メンバーを納得させて実現したものです。

マーケティング研修について、多くのご講演をされている湊先生より、顧客獲得の為の情報発信等について、分かりやすさとおもしろさを兼ねた内容を、迫力満点の語り口調でお聞かせ頂きました。その後のパネリスト形式の研修でも、独立するに当たり、知りたいのに普段質問することのできないような内容について、榊原一久先生（当時業務研究会代表世話人）の進行で聞かせて頂きました。

１日目の夜の企画と２日目のバーベキューは、小林哲也先生（当時企画委員会委員長）を初めとした企画メンバーによるものですが、大学の新歓コンパやサークル合宿を彷彿させるもので、ものすごかったです・・・。

中村博先生（当時法友全期会代表）も、激務の１年を締めくくるイベントであることもあり、仮面をかぶるなどして大いに楽しんでいらっしゃいました。

なぜ盛り上がるのか！

春合宿が盛り上がる理由について、以下の通り分析します。

＜目的がヒット！＞

春合宿は、２００７年松田執行部の時に立ち上げられたもので今回３回目となるが、若手法曹、司法修習生などに有益な情報を提供して一体感を持たせるという目的（参加者側からは就職活動という目的も付随的に発生している？）がぶれておらず、弁護士大増員時代におけるニーズに合致している。

＜ネタがヒット！＞

上記目的に適う研修や企画を提供している。

＜役者がヒット！＞

著名な外部講師の先生をお呼びできる人脈があり、又、全期会内で適材適所のキャラクターを選出できている。

＜参加者がヒット！＞

修習生や新人など参加者がエネルギッシュ。若いから・・・

＜時期がヒット！＞

サクラ舞うウキウキした季節に実施。

終わりに

今回、春合宿にご参加頂いた先生方には謹んで御礼申し上げます。

今後も、春合宿が良い方向で盛り上がってゆくようにお祈り致します。

以上

2010.7.1(31頁)

史実：「3つの“タ”」

新年度執行部からのお知らせ

「3つの“タ”」（楽しい、ためになる、助け合いの場になる）の活動を目指して

2011年度代表幹事 村林俊行（49期）

はじめに

本年度法友全期会の代表幹事を拝命いたしました6部49期の村林俊行です。

私の法友全期会での活動としては、主に①平成11年度の伊井執行部で文化・財務担当の事務局幹事、②平成16年度の中島執行部で企画担当の副代表、③平成17年度の横山執行部で法律相談センター事務局長、④平成20年度の角田執行部で事務局長、⑤平成21年度の豊崎執行部で業務委員会委員長を拝命し活動してきました。

本年度は、本年3月11日の東日本大震災という未曾有の歴史的な国難から間もない時期からの船出となりましたが、総勢54名の執行部メンバーが決意を新たに職務に邁進し、会員の皆様のお役に立てるよう努力する所存ですので、今年度1年間、何卒よろしくお願い申し上げます。

全期会の位置づけと私の理念

皆様ご存知の司法改革のもと弁護士人口が増加し、弁護士会や会派の役割が再度問い直されていますが、私の基本的な考え方としては、弁護士自治を堅持すべきとの立場から、より多くの法友全期会の会員に法友全期会の会員であってよかったと思えるようなサービスをいかに多く提供していくか、またそれらの諸活動を通じて市民にとって身近で使いやすい司法をいかに実現していくかが重要な課題であると考えています。その中で法友全期会の位置づけとしては、①弁護士人口が増加しているのが若手弁護士であることから最も身近な組織であること、②弁護士会ほど大人数ではなく機動性があること、③若手組織であるため思い切った活動ができること等、他の組織とは異なった特徴を有することから、この特徴を大いに活用して、会員であってよかったと思えるようなサービスを提供することが最も期待されている組織であると考えています。

具体的には、まずもって執行部の面々が「現場」に自ら足を運び、「現場」の意見を謙虚に聞きに行くことが重要なことであると考えています。そのため、本年度においては、「現場に行って、現場を見て、現場の意見を聞くこと」（現場主義）を重要視していきたいと考えています。その上で、会員が法友全期会の会員でよかったと思えるような企画をより多く提供していきたいと思います。このような企画を立案・遂行するに際しては、「3つの“タ”」（楽しい、ためになる、助け合いの場になる）を満たすようなものにしていきたいと考えています。

「3つの“タ”」（楽しい、ためになる、助け合いの場になる）を実現する全期会の活動

本年度法友全期会の代表として、以上に述べた理念を実現すべく、キャッチフレーズとして「現場主義」のもと、「3つの“タ”」（楽しい、ためになる、助け合いの場になる）を掲げて活動していきたいと思いますが、主に以下のことを行いたいと考えています。

2011.7.29(4頁)

① 法友会の「東日本大震災復興支援特別委員会」への協力

法友全期会としては、本年3月11日に発生した東日本大震災という未曾有の大地震による戦後最大の被害の状況より、迅速かつ効果的に法的支援を被災地・避難所等の隅々にまで行き届かせるために、法友会との協議を経て、法友全期会単独ではなく、法友会とともに東日本大震災復興支援特別委員会を設置することとし、日弁連、東京3会、被災地の単位会や自治体等との連携を図りつつ、被災地への弁護士派遣や被方支援等を行っていきたいと考えています。今後は、東日本大震災復興支援特別委員会において、全期会員の方にも参加していただける体制整備を行う予定ですので、当委員会の趣旨をご理解の上、復興支援に対する積極的なご協力をお願いいたします。

② 債権法改正特別委員会

本年度は、法制審のパブリックコメントへの対応等が要請されていることを踏まえ、新たな委員会として「債権法改正特別委員会」を創設しました。その中で、書籍の発行や改訂、勉強会の開催等を行いたいと思っています。

③ 新たな業務改革としての異業種交流会

昨年度の業務委員会においては、多くの異業種交流会を開催していますが、ことのほか評判がよく、案内を出しても即日で定員オーバーとなる事態となっていました。また、研修会も概ね100名程度の参加者が集まっていました。若手の弁護士と話す機会があったときに、法友全期会に求めることを聞いてみると、大多数の方は業務に役立つ企画をしてほしいとの回答が出てきます。このような現状において、若手弁護士がいきなり営業をしろといってもできる方は少数にとどまると思われるので、営業のきっかけとなる機会を作ってあげたいと考えており、その仕掛けのひとつが異業種交流会ということになります。ただ、単なる異業種交流会では、単に酒を飲んで終わりということにもなりかねないので、昨年度の相続に関する異業種交流会のように設例の共同討議等の仕掛けは必要と考えています。どのような異業種と交流会を開催するかについては、業務委員会委員長の意見を聞いた上で、執行部の方でしかるべき異業種の方の所へ伺い、ご意見を伺ってみたいと考えています。

④ 交通事故分野の開拓

交通事故の分野においては、被害者個・加害者個ともに、潜在的な法的なニーズがあるのではないかと考えています。被害者個についていえば、一般人が損害保険会社と交渉する場合の損害基準と弁護士が代理人として交渉した場合の損害基準が異なることは周知の事実であり、そのことを市民に周知して潜在的な法的ニーズを掘り起こすことも考えられます。他方、加害者個についていえば、損害保険会社は、機動性のある若手弁護士を探しているという話もよく聞くところです。この辺りも、業務委員会を中心としてご議論いただきたいと考えています。

⑤ 法律相談の充実

法律相談会については、定着した八丈島のほか、これまでの法律相談会の実践等を踏まえた市民の法的ニーズを考慮して、そろそろ区内においても本拠を決めて、それに加えてサブとして巡回法律相談会を開催するという方向性を出してもよいのではないかと考えています。

⑥ 地方の若手の意見を聞きに行くこと

政策・業務に係ることですが、地方の若手の政策・業務に関する意見を聞きに行き、法友会・東弁・日弁連の活動に生かしていきたいと考えています。私は、現在日弁連高齢社会対策本部の新規事業開拓部会部会長でもあり、その活動の中において、地方の若手の意見を聞く機会がありますが、地方の若手の意見には大変驚かされる意見もあり、法友全期会においてもそのような地方の多様な意見に接する

2011.7.29(5頁)

↑

「楽しい」「ためになる」

「助け合いの場となる」

3つの“タ”を実現する。

る機会を持つ必要性があることを痛感したことがきっかけとなっています。幸いにも、本年度政策委員会委員長には、日弁連の夢構想において副座長をされている添信明先生が就任されたので、場合によっては夢構想とも連携しながら活動することも検討してもよいのではないかと考えています。

⑦ 5期会（仮称）の開催

現在、法友全期会の若手の意見を聞く仕掛けとしては、正式なルートとしての総会（会員集会）、各委員会の活動のほかには、同期会しかありません。しかし、同期会は、これまで法友全期会の活動に参加してこなかった若手を発掘するという意味で大変有意義でしたが、参加者等の意見を十分に汲み上げて全期会の活動に生かすというところまでは至っていないのではないかと思われます。そこで、同期会を進化させたものとして、例えば、60〜63期、54〜59期、49〜53期といったように概ね5期ごとの会議を設けて、テーマを決めて意見を述べてもらう機会を設けてもよいのではないかと考えています。

⑧ インハウスロイヤーとの交流会の開催

インハウスロイヤーの方々については、残念ながら現状では大多数の方々が法友全期会の活動に参加していただけておりません。その主な原因が仕事が多忙であることにあるのかもしれませんが、会費をいただく以上、執行部のメンバーでインハウスロイヤーの方々の意向等を聞きに行き、そのニーズに応えるような企画を行う必要があるのではないかと考えています。3/24に開催する予定で延期となったインハウスロイヤーのパネルディスカッションの事前打合せでインハウスロイヤーと話をする機会がありましたが、その中でも法友全期会の活動について知っている方はほぼ皆無でしたし、法友全期会に期待することがあるとの意見をいただきました。

⑨ 財務の改善

全期会の会員からの年会費の徴収率をアップするためには、会員の多様なニーズに応えるべく努力することはもちろんですが、いただいた会費を会員の方にもわかるような形で、しかも年度途中も含めて開示することにより、会員の皆様方にご意見をいただけるような材料を提供することが不可欠であると考えています。このような法友全期会の会計の透明性を図るために、外部からの監査が必要であると考えており、税理士に半期でチェックしていただくとともに、年度途中での中間報告を行っていきたいと考えています。

積極的な参加のお願い

法友全期会の活動を盛り上げていくためには、執行部内が一致団結するだけではなく、執行部外の方が法友全期会の活動をよく理解して気兼ねなく参加できるようにすることが何よりも必要であると考えています。そのために、執行部外の方々が気兼ねなく参加できるよう、全期会の活動をある意味「敷居を低く」して、執行部外の方が楽しめる、役に立つ企画等を提供し、法友全期会の活動を身近に感じていただくべく努力していきたいと思います。つきましては、皆様方におかれましても少しの時間をやり繰りして法友全期会の活動にご参加くださいますようお願いいたします。

また、各委員会（政策委員会、業務委員会、企画委員会、法律相談センター委員会、メンターシップ委員会、債権法改正特別委員会）ともに委員を随時募集していますし、新たな企画を検討中ですが、皆様方から新たなアイディアを提供していただければ大歓迎です。

是非、私のメールアドレス murabaya@loi.minato.tokyo.jp までお気軽にご連絡ください。

以　上

2011.7.29(6頁)

史実：「債権法改正特別委員会の発足」

前年度 活動報告

2011年度の活動を振り返って

2011年度債権法改正特別委員会委員長 五 島 丈 裕
（54期）

お陰様で，無事に１年間の活動を収めることができました。

冒頭で恐縮ですが，岩田修一副委員長，泉原智史事務局長を初めとして，副代表幹事である大山雄健先生，事務局幹事である栗原渉先生，小林由佳先生，稗田さやか先生，外部委員の先生方に対し，心より御礼申し上げます。

本当に有難うございました。

委員会の目的

本年度発足した当委員会の目的（規則１条）は，債権法改正の動きについて，①適正かつ妥当な改正を促し，②改正の動きを周知させることです。

１年目の活動が，この目的に適うものであったか，振り返ってみました。

活動内容

既に，他所で報告させて頂いている内容でもありますが，総括してお伝えしますと以下のとおりです。

① 研修会

５月１１日と１２月１３日に合計２回，法制審議会民法（債権関係）部会幹事の高須順一先生（４０期）にご講義頂きまして，研修会を開催しました。

債権法改正の動きを多くの先生方にお知らせして，適正な改正に向けた活動に携わって頂くきっかけをつくる為の企画です。

前者は，「債権法改正について考える〜法制審における議論の現状・弁護士は今何をするべきか〜」をテーマとして，議論の現状と若手弁護士が議論に参加することの意義をお話し頂きました。後者は，「ここまで来た債権法改正論議」をテーマとして，法制審議会における第２読会の議論状況をお話し頂きました。

複雑な議論状況を分かり易くお話しして下さり，参加者を「やる気にさせる」効果がありました。高須先生には，いつも温かく委員会を見守って頂いており，本当に感謝しております。

② 中間論点整理に対する意見書の提出

当年度において，適正かつ妥当な改正を促す為の，メインの活動でした。

法制審議会民法（債権関係）部会の中間論点整理に関するパブリックコメント（６月１日〜８月１日）２３項目分野に関する重要論点について，外部委員の先生方にもフル稼働でご執筆頂き，Ａ４サイズで全１８６ページの意見書を作成しました。意見書は，８月１日に法友全期会として法務省民事局参事官室に提出しております（法友全期会のホームページに掲載されております。）。

— 28 —

2012.8.1(28頁)

↑

適切かつ妥当な改正を
促し、動向を周知させ
ることをミッションに、
研修会などを企画。

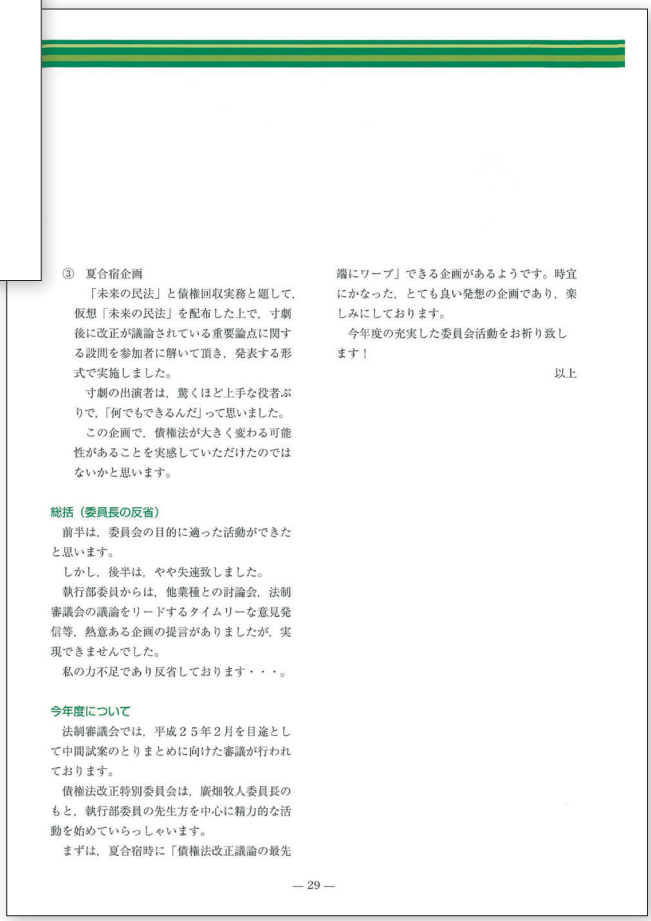

③ 夏合宿企画

「未来の民法」と債権回収実務と題して，仮想「未来の民法」を配布した上で，寸劇後に改正が議論されている重要論点に関する設問を参加者に解いて頂き，発表する形式で実施しました。

寸劇の出演者は，驚くほど上手な役者ぶりで，「何でもできるんだ」って思いました。

この企画で，債権法が大きく変わる可能性があることを実感していただけたのではないかと思います。

総括（委員長の反省）

前半は，委員会の目的に適った活動ができたと思います。

しかし，後半は，やや失速致しました。

執行部委員からは，他業種との討論会，法制審議会の議論をリードするタイムリーな意見発信等，熱意ある企画の提言がありましたが，実現できませんでした。

私の力不足であり反省しております・・・。

今年度について

法制審議会では，平成２５年２月を目途として中間試案のとりまとめに向けた審議が行われております。

債権法改正特別委員会は，廣畑牧人委員長のもと，執行部委員の先生方を中心に精力的な活動を始めていらっしゃいます。

まずは，夏合宿時に「債権法改正議論の最先端にワープ」できる企画があるようです。時宜にかなった，とても良い発想の企画であり，楽しみにしております。

今年度の充実した委員会活動をお祈り致します！

以上

— 29 —

2012.8.1(29頁)

史実：「旭川・福岡若手弁護士意見交換会」

政策委員会　活動報告

旭川・福岡若手弁護士との意見交換会

２０１２年度政策委員会　事務局幹事　安　井　之　人
（63期）

１　はじめに

本年度、法友全期会では、親和全期会とともに、地域の若手弁護士との意見交換会を行いました。そのなかでも、現地へ行き実施しました旭川弁護士会（平成24年８月３日・４日）と福岡県弁護士会木曜会（同年11月30日・12月１日）との意見交換会について、ご報告します。

２　旭川弁護士会との意見交換会

⑴　旭川弁護士会との意見交換会は、平成24年8月3日、旭川弁護士会館会議室にて、旭川弁護士会（13名）、親和全期会（6名）、法友全期会（5名）と横浜弁護士会（2名）の総勢26名で行われました。

⑵　旭川においても、「景気のいい話はあまり聞かない」として、売り上げが減少していることや、過払事件もほとんどなくなっていること等の報告がありました。業務拡大の努力としては、弁護士会では、法律相談センターを改革して、法律相談を毎日実施するようにしたり、各事務所においても、ホームページを開設したり、タウンページに広告を載せたり、郊外に事務所を設立し独自性を出すなどの工夫をしているとのことでした。一方で、国選弁護事件や法律扶助事件の配点はそれなりにあるようでした。

また、旭川での若手弁護士の就業形態は、以前から、イソ弁での就業形態は少数で、独立採算型が多数という点が特徴的でした。条件も、事務所ごとに様々で、事務所の事件は一切やらずに経費を支払う事務所や事務所の事件をやる代わりに経費は支払わないという事務所などがありました。

⑶　翌日４日には、親和全期会とともに、旭川を巡り、北海道のおいしい食材と広い大地を満喫しました。

３　福岡県弁護士会木曜会との意見交換会

⑴　福岡県弁護士会木曜会との意見交換会は、平成24年11月30日、福岡天神センタービル8階会議室にて、福岡県弁護士会木曜会（14名）、親和全期会（9名）、法友全期会（5名）、第一東京弁護士会（9名）と横浜弁護士会（3名）の総勢40名で行われました。

⑵　福岡県弁護士会には派閥はなく、10年目までの若手弁護士の任意の団体が木曜会で、設立43年目、約130名の会員がいるとのことでした。

⑶　福岡でも、事件数は減っており、弁護士会の法律相談などは、法テラスと同じビルにあることもあり、法テラスにとられて大幅に減っているようです。

離婚事件については、双方に資産がなく採算が取れないようなケースが増え、法律扶助があるからなんとか受けることができ

2013.3.1(12頁)

←

地域の若手弁護士との
意見交換会を実施。各
地の状況を理解しあう。

政策委員会　活動報告

ているという報告もありました。

刑事事件については、2か月に3回程は当番があるとのことで、東京では国選事件などは取り合いになっていることを報告すると、木曜会の先生方は驚いていました。

最後には、全国的な若手弁護士の会（(仮称)WBA(Wakate Bengoshi Associations)）の創設へ向けて、緩やかな共同体を築くとの決議がなされました。

⑷　翌日12月１日は、親和全期会とともに、柳川を観光し、どんこ舟にゆられながら川下りでゆったりとして時間を過ごし、うなぎのせいろ蒸しを食しました。

４　おわりに

地域の弁護士会と意見交換をし、各地で弁護士増員による事件数や売り上げの減少といった共通の課題はありつつも、その程度や状況は各地により異なりました。各地の状況は、実際に現地に行かなければなかなか分かりませんが、あまり交流の機会はありません。

震災対策である被災地支援において現地の弁護士会との調整がうまく進まないといった例なども、各地域の事情の無理解が一つの要因のようにも感じます。また、弁護士の不祥事の話題も、全国的に取り組んでいかなければならない問題ですが、各地の事情を理解せずには議論できないのではないかと思います。

また、平成24年11月27日に実施した「日弁連を知る、使う」研修会にて講師をしていただいた梶鳴裕之先生も、16年以上も前の論文（自由と正義47巻7号67頁、1996）にて、司法改革という点に関してではありますが、日弁連の政策課題は中堅以上の弁護士に担われる傾向があるとして、若手弁護士の全国的なネットワークの必要性を指摘されています。

全国的な問題だから日弁連に任せておけばよいというのではなく、これからの弁護士業界を担っていく若手弁護士が、各地の状況を理解し合い、自由に政策を議論し合う場として、全国的な若手弁護士の会が必要ではないでしょうか。その礎として、今後も地域の若手弁護士との意見交換会を続けていくことが重要ではないかと思います。

2013.3.1(13頁)

史実：「平成25年度司法試験合格者ガイダンス」

メンターシップ委員会

平成25年度司法試験合格者ガイダンスのご報告

2013年度法律相談・メンターシップ委員会事務局幹事 黒 澤 真 志（62期）

1．はじめに

平成２５年１０月２日、例年に引き続き、平成２５年度司法試験合格者ガイダンスを品川プリンスホテルにて開催しましたので、その結果を報告いたします。

2．約２５０名の参加

本年度は、前年度に想定を上回る参加希望があり会場の都合で人数制限を設けざるを得なかった経験を踏まえ、前年度よりも大規模な会場を確保しました。それでも、２００名程度の参加者を予定していたところ、蓋を開けてみれば、約２５０名の合格者の方に参加いただきました。これも、合格発表当日に会場でビラを配布し、東京都内の全ロースクールに対し案内状を送付する等した成果かと思われます。

3．松田純一先生によるご講演

ガイダンスでは、まず、松田純一先生（45期）に「就職活動の奥義」と題するご講演を行っていただきました。採用側から見た望ましい履歴書や面接態度、更にはメールの内容等に至るまで、良い例と悪い例を比較する等により、懇切丁寧にご説明いただきました。就活経験がない合格者にとって、正に目から鱗の内容であり、私も、就職活動の前に聞いていれば苦労しなかったかもしれない･･･と感じさせられました。

4．パネルディスカッション

次に、パネルディスカッションを行いました。パネリストとして、西原正騎先生（６２期）、遠藤啓之先生（６３期）、吉岡早月先生（６４期）、谷川原淑恵先生（６５期）、上山直也先生（６５期）にご参加いただきました。事前のアンケートを元に、就職活動、司法修習、弁護士業務について、自己の体験を元に内情等を語って下さいました。

— 23 —

2014.3.10(23頁)

←

都内ロースクールに案内を出した成果か、前年度を大幅に超える参加人数。

ンターシップ委員会

5．懇親会

ガイダンス終了後には立食形式で懇親会が行われました。法友全期会ＯＢの多くの先生方にもご参加いただき、食事も取らずに、合格者の方々に対し、熱心にアドバイスを下さりました。合格者の方々も積極的で、私も次々に声を掛けられ、お話しさせていただきました。

6．終わりに

当日のアンケート結果は、「大変良かった」「良かった」の割合が９割を占めており、合格者にとって満足いただける内容であったと思われます。松田先生のご講演であった「メールは面接等を行った当日に返信する」を早くも実施されている合格者の方がいたことには、非常に感心させられました。非常に有意義な企画でしたので、来年以降も是非とも継続していくべきと感じました。　　以上

— 24 —

2014.3.10(24頁)

史実：「八丈島法律相談」

法律相談・メンターシップ委員会報告

第３３回八丈島法律相談のご報告

富　澤　章　司
（66期）

本年度第１回目となる第３３回八丈島法律相談は、７月１９日、２０日の２日間の行程で開催されました。

夏の行楽シーズンのスタートということもあり、空港はかなりの混雑。しかし、心配されていた天候は終始曇りで飛行には問題なく、予定通り八丈島に到着しました。

羽田から飛行機で５０分ほど。遠いという感じがしなかったのに、飛行機を降りればそこは完全に南国。総勢１２人の全期会一行のテンションも上がります。

初日は、八丈島を知ることが目的のメイン。最初に訪れたお昼のお店では、やる気が全くない店番の猫にほっこり。早速八丈島特産の明日葉天ぷらに舌鼓を打ち、相談会場の下見に行く途中では「くさやパン」を発見し、宿での勇気試し種目になりました（個人的にはパン部分はおいしかったです）。

八丈島では温泉も湧いており、崖の上にある露天風呂からの眺めは壮観でした。崖に仁王立ちすると男が上がった気になるのでお勧めです。

夜は宿にてバーベキュー。次回の八丈島での「学校に行こう」企画でお世話になる教員の先生にもご参加いただき、大変楽しい時間を過ごしました。いつの間にか網の上に肉ではなくくさやが乗っているハプニングも八丈島ならでは。

夕食後には砂浜に出て、夏の花火を・・・の予定が、最初の数発花火を打ち上げた段階で、突然のスコール。当然のように花火の大半が水没して強制終了。犠牲を払いつつも、激しい天気の移り変わりという南国の特徴をしっかり体験できました。

熱い夜はその後も続き、忘れられない夜になりました。

２日目は、天気も良かったので参加者のうち数名が海へ突入。海水浴を楽しんでいました。

昼食は、これまた八丈島名物の「島寿司」。独特の味覚ですが、また食べたくなる味です。先生方と２日間と行動を共にして、強いつながりができたことも嬉しい大きな収穫でした。

しっかり元気をチャージした後は、いよいよ本番の相談会。

期が上の先生と若手が２人１組になり、各ブースに分かれて相談を担当するシステム。１件ごとに組み合わせをシャッフルし、さらにはもう１人の先生が加わるなどしたおかげで、若手にとっては各先生方の相談の受け方を何通りも体験することができ、とても勉強になりました。

相談者の方々は予想以上に多くみえて、需要の高さが感じられました。弁護士過疎地域では、土地のしがらみなく相談できる外部の弁護士の存在も不可欠ということかもしれません。

相談内容も、不動産・相続・近隣関係等多岐にわたっていました。司法的解決という観点からすると、紛争対象の経済的価値が低いなどの問題でどうしても弁護士に依頼することはハードルが高いこと、またそもそも弁護士との打ち

2015.3.10(31頁)

←

33回目の実施。23区でも多摩でもない東京都の感覚。訪問して初めてわかる。

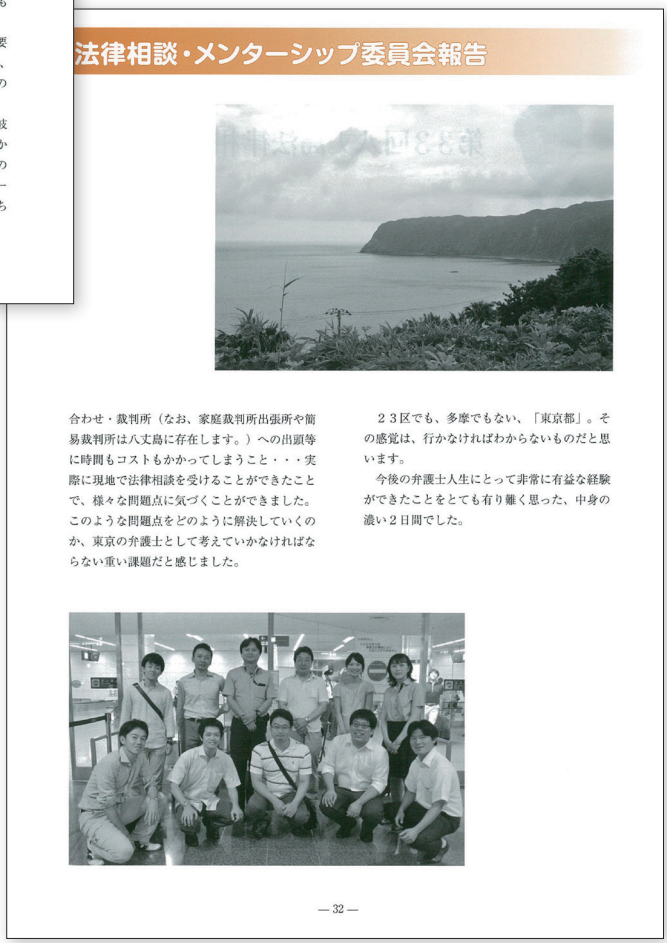

法律相談・メンターシップ委員会報告

合わせ・裁判所（なお、家庭裁判所出張所や簡易裁判所は八丈島に存在します。）への出頭等に時間もコストもかかってしまうこと・・・実際に現地で法律相談を受けることができたことで、様々な問題点に気づくことができました。このような問題点をどのように解決していくのか、東京の弁護士として考えていかなければならない重い課題だと感じました。

２３区でも、多摩でもない、「東京都」。その感覚は、行かなければわからないものだと思います。

今後の弁護士人生にとって非常に有益な経験ができたことをとても有り難く思った、中身の濃い２日間でした。

2015.3.10(32頁)

史実：「女性会員のための昼食会」

→
新入会員からベテランまで、幅広い期の方々が参加。

前年度活動報告

第2回女性会員のための昼食会

２０１４年度 債権法・女性会員支援委員会副代表幹事　稗　田　さ や か
（60期）

平成２７年２月２４日、「女性会員のための昼食会」が行われ、３０名の会員の方々にご参加いただきました。

今回の会場は、有楽町にある「レストラン・アビシウス」です。創業３０年を超える老舗グラン・メゾンで、クラッシックな王道のフレンチがいただけるお店です。また、アールヌーボー調の店内には、シャガールやユトリロなどの数々の名画や彫刻が飾られており、美術館のような空間の中で、ゆったりと食事や会話を楽しむことができました。

以前に、法友全期会で女性会員のための昼食会を開催し始めた頃（４１期の高岡信男先生が全期代表のとき）にも、このお店で開催して大好評だったとのことで、お店と法友全期会とのご縁を感じました。

メニューは、前菜とメインをそれぞれ事前に選んだのですが、お店のほうで、参加者ごとのメニューを個人名入りでご準備頂き、食事の前から特別感を味わうことができました。

〜前菜〜
海の幸の温かいサラダ（イトヨリ、烏賊、甲殻類）
または
宮崎産「ひのかげ栗」のスープ フォアグラと茸入り
〜メイン〜
真鱈の白いブイヤベース
または
シャラン産鴨胸肉の燻製と腿肉のブレゼ プロバンス風
〜デザート〜
苺とピスタチオナッツのヴァシュラン

アミューズの後の前菜の栗のスープは、栗の甘い香りの濃厚なスープにフォアグラが入っていて、一口ごとに幸せな気分になれました。メインの鴨胸肉の燻製と腿肉のブレゼは、ほんのりスモーキーな鴨の燻製とトマトを使ったソースがよく合っていて、鴨肉を堪能できました。デザートはピスタチオナッツのさっぱりとしたアイスと、ヴァシュランのサクサクとした食感、クリームと甘酸っぱい苺の組み合わせで、メインをいただいて満腹になったのも忘れて、もう１つ食べたいと思うほどでした。

６７期の新入会員の方を含めて、幅広い期の方々にご参加いただき、初対面でも、久しぶりでも、いろいろとお話が弾んでいました。部や期を超えて、全期会の女性の先生方と一緒にゆっくりと会話もランチも楽しめるというのが、この女性昼食会のとても良いところです。今後もまたこの昼食会が楽しみになりました。

— 5 6 —

2015.7.10(56頁)

III-5 —歴史を振り返る— 総括

法友全期会のブランディングによって見えてきたものは、創立から約55年間、常に、その時代の弁護士・弁護士会がかかえる問題と向き合い、それを克服していこうとする会員の姿勢であり、また、弁護士・弁護士会が求められる役割を探究し、それに応えたいという会員の熱い思いであった。問題を克服するため、あるいは新しいニーズに応えるためには、自らが変わることを恐れてはならない。その意味で、法友全期会は、その時代に応じて柔軟に変化しながら現在に至っているといえる。

しかしながら、変化を遂げた法友全期会にも、どのような時代であれ変わらない会としての根本原理や存在価値（コアバリュー）があるはずである。本年度のブランディングPTの目的は、まさに法友全期会のコアバリューとは何かを明らかにし、それを広報ツールとして形にすることであった。

そして、その目的、すなわちコアバリューの明確化は、法友全期会の歴史を紐解けば、至極容易なことだったと気付いた。

「しがらみのない若手集団」

法友全期会のコアバリューは、まさに、「しがらみがないゆえに法曹界と自分自身の未来を創ることのできる若手集団である」ということにある。

このブランディングの成果物であるパンフレットの表紙には、「今しかできないことを成す。」という言葉が付記されているが、これは、上述のコアバリューを会員向けにも対外的にもアピールするためのメッセージである。

そして、本書は、上述のコアバリューを法友全期会として大切にし、未来に引き継いでいきたいという思いから生まれたものである。

法友全期会が法曹界、そして会員の未来を創る存在であり続けることを信じてやまない。

2017年度法友全期会代表幹事　井﨑淳二

IV まとめ

ヒストリーマトリックス

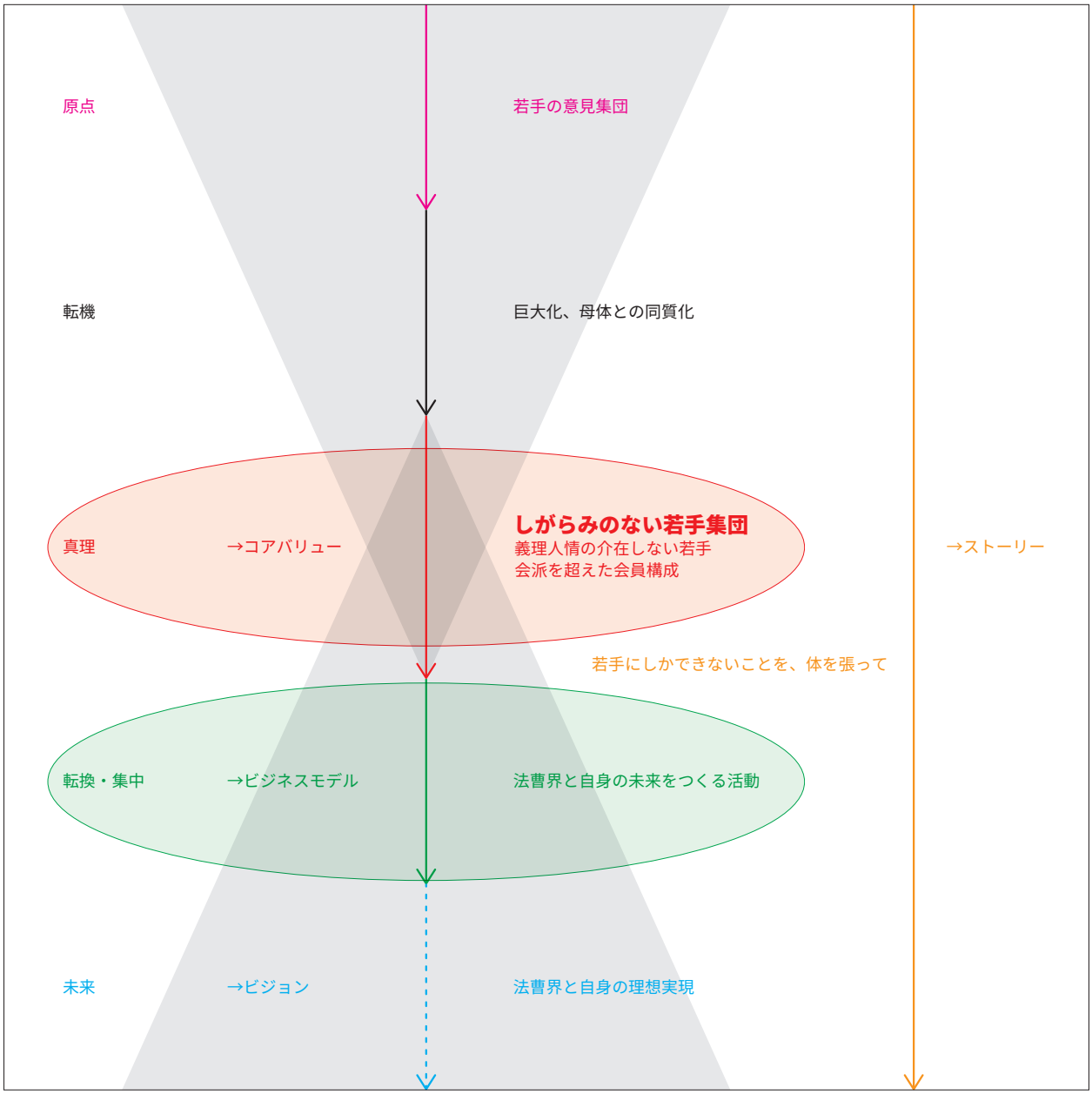

松下式共感ブランディングロジック
IKKO MATSUSHITA BRAND DESIGN LABO

企業や団体の歴史を振り返り、原点、転機からコアバリューを導き出す。その流れから、将来的に自身が為すべきことをビジョンとして確定。そのための中長期的な行動がビジネスモデルとなる。

自身の価値と成すべきことと見つける、ブランディングでは最初に行う重要な整理。

コアバリューの考察

根本原理

若き日にしか、変えられない未来

↓

コアバリュー

しがらみのない若手集団

根本原理

企業や団体の歴史を振り返り、原点、転機からコアバリューを導き出す。その流れから、将来的に自身が為すべきことをビジョンとして確定。そのための中長期的な行動。

コアバリュー

根本原理で導き出される企業や団体の「核となる価値観」。ビジョンやミッション、その後の行動を決定づけるために揺らぐことのないコアバリューを設定する。

根本価値

その行動が、未来を創る

若いから、思いきれる。

若いから、先輩に助言をもらえる。

若いから、しがらみがない。

今しかできないことを真剣に考える。

そして行動する。

それは法曹界と自身の未来を変え、

かけがえのない友をも創る。

根本価値

コアバリューにより生まれる価値を具体的に表現したもの

コアメッセージ

インナー基本メッセージ

未来をつくる、今しかできないこと。

かつて日本中が熱狂したラグビーW杯。
その中心人物、五郎丸歩選手には、大切にしている言葉がある。

「今を変えなければ、未来は変わらない。」

それは元日本代表ヘッドコーチであるジョン・カーワンの言葉だ。
ホワイトボードに「過去、今、未来」と書かれていたある日のミーティング。
「過去は変えられるか」と問われた五郎丸は「変えられません」と答えた。
続いて「未来は変えられるか」と問われ、今度は「変えられます」と答えた。
するとそこでカーワン氏はこう答えたと言います。

「違う。お前が変えないといけないのは、今だ。今を変えなければ、未来は変わらない」。

大志を抱き、学び、悩み、法曹界に飛び込んだ我々が、今すべきこと。
もし、法曹界と自分自身の未来をつくりたいなら、
その行動は今すぐ開始しなければならない。

法友全期会は15年しか在籍できない。
その期間が未来にとって重要な一瞬だと、私たちは理解しているからだ。

未来をつくる、今しかできないこと。ともに考え行動しよう。
法曹界と自身の未来のために

コアメッセージ　インナー基本メッセージ

（対内用コアメッセージ）

コアバリューや根本価値を内部で共有するため書かれるメッセージ。

自身の所属する企業、団体の価値を認識し誇りを持ち、意欲と意識を高める目的がある。

コアメッセージ

アウター基本メッセージ

活動への思い

今しかできないことを成そう。

少し青臭くても、照れ臭くても、揶揄されても
今しかできないことを、共に成そう。

司法の道を志し、必死で学んだ日々。そしてスタートラインに立った今。
未来のためにできること

それは若さを活かす活動だと全期会は考える。
そしてかけがえのない友を創ることだとも思う。

やがて経験を積んで、成熟し、責任も増すし、信頼も集める。
でもその時には、できないことが今はできる。

今しかできないことを、共に成そう。

コアメッセージ　アウター基本メッセージ
（対外用コアメッセージ）
コアバリューや根本価値を伝えやすく表現したメッセージ。
自身の所属する企業、団体の価値や魅力を
対外的に訴求する場合このメッセージを基本に、
ライティング表現する。

ブランドスローガン＆ブランドプロミスの考察

スローガン

今しかできないことを成す

ブランドスローガン

コアバリューや根本価値を内部で共有するため書かれるメッセージ。

自身の所属する企業、団体の価値を認識し誇りを持ち、意欲と意識を高める目的がある。

ブランドスローガン＆ブランドプロミスの考察

誓

私たち法友全期会は、限られた「若手」弁護士としての日々を大切にし、

今しかできないことを、共に考え、議論し、行動に移します。

自由闊達な意見交換・情報交換で、

今、法曹界に、そして自分達に、何が必要かを考え、提案します。

そして、貴重な「若手」弁護士としての日々を仲間と共有することで、

自身の生涯において、かけがえのない友を創ります。

誓

スローガンを受けて誓う自らの行動規範

活動の価値メッセージ

3 つの価値

1

業界若手 No. 1 として、法曹界の発展のために尽力しよう。

2

若いうちしかできない、体を張った行動と経験を積もう。

3

後の人生にとって、かけがえのない友や仲間を得よう。

活動の価値メッセージ　3 つの価値

会の目標やビジョン達成に向けての価値ある行動を 3 つにまとめたもの

活動内容も想起しやすくリクルート用のツールにも活用できる

求人メッセージ

今しかできないこと。
その行動が未来をつくる。

司法を志し、学んだ日々。

そしてスタートラインに立った今、

未来のためにできること。

それは、若さを活かす活動だと法友全期会は考える。

若いから、思いきれる。

若いから、先輩に助言をもらえる。

若いから、しがらみがない。

今しかできないことを真剣に考え、そして行動する。

それは法曹界と自身の未来を変え、

かけがえのない友をも創る。

やがて経験を積み、成熟し、責任も増し、信頼も集める。

しかし、その時には、できないことがある。

今しかできないことを、共に成そう。

求人メッセージ（リクルート用メッセージ）

コアバリュー、根本価値、活動、思いを伝えるメッセージ

リクルート用フライヤーやパンフレットまたは説明会などで使用する

ビジョン

法曹界と自身の理想実現

ビジョン（目標、方向性、行動指針）
企業、団体が組織としてありたい姿や、ミッションを達成させるための行動指針を示したもの
表向きに企業、団体がどういうものかを示したもの

ミッション

未来をつくる行動

業界若手 No.1 として、
機動力と発信力で未来をつくる。

ミッション（使命、目的、企業の存在意義）
企業、団体がどんな社会を実現するのかをあらわしたもの
会社内部に浸透させたい考え方で、企業、団体の判断基準にもなるもの

アクションプログラム

機動力を活かした行動
果敢な挑戦と積極的な発信
未来へつながるネットワークをつくる。

アクションプログラム（行動指針）
ビジョン・ミッションを達成するための実施する具体的な行動内容

「全期会」の名称の由来

司法研修所1期有志が、司法研修所出身者の会に名前をと思い立ち、初代所長前澤忠成判事に相談したところ、前澤判事はしばらく考えられた後、奥から「全人」という雑誌を持って来られ、「全人とは調和のとれた人という意味で、法曹の志すべき人間像だ。会名は『全期会』がいいだろう」と話された。ここに司法研修所出身者の会が「全期会」と名付けられることとなった。

「全期会」の名称は、各期の全てを通じ、かつ、法曹の理想像を表している。

※矢吹輝夫氏著述より要旨

ロゴの意味

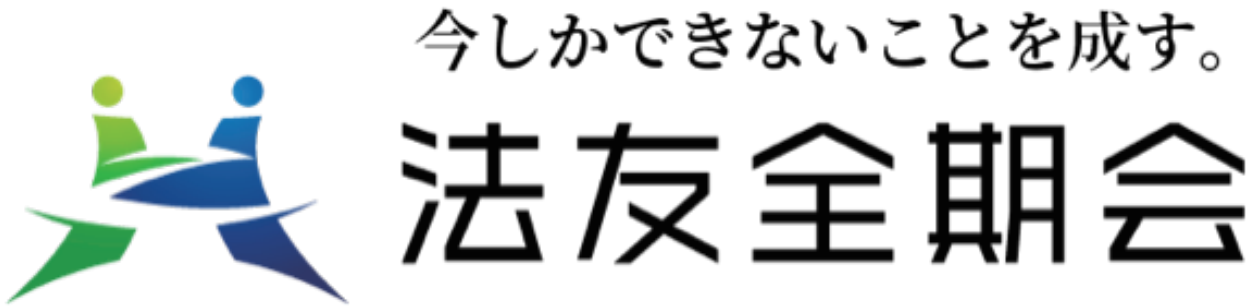

ロゴの形状は、法友全期会の「法友」のローマ字表記（Hoyu）の頭文字「H」と全期のローマ字表記（Zenki）の頭文字「Z」をベースに、「我々が市民のみなさまを支える」というイメージを表している。

カラーリングについては、法友全期会が「若手」の会であることから、若さを表す色として、青色と緑色（新緑）を採用している。

（2015年度に作成）

組織図＋各委員会

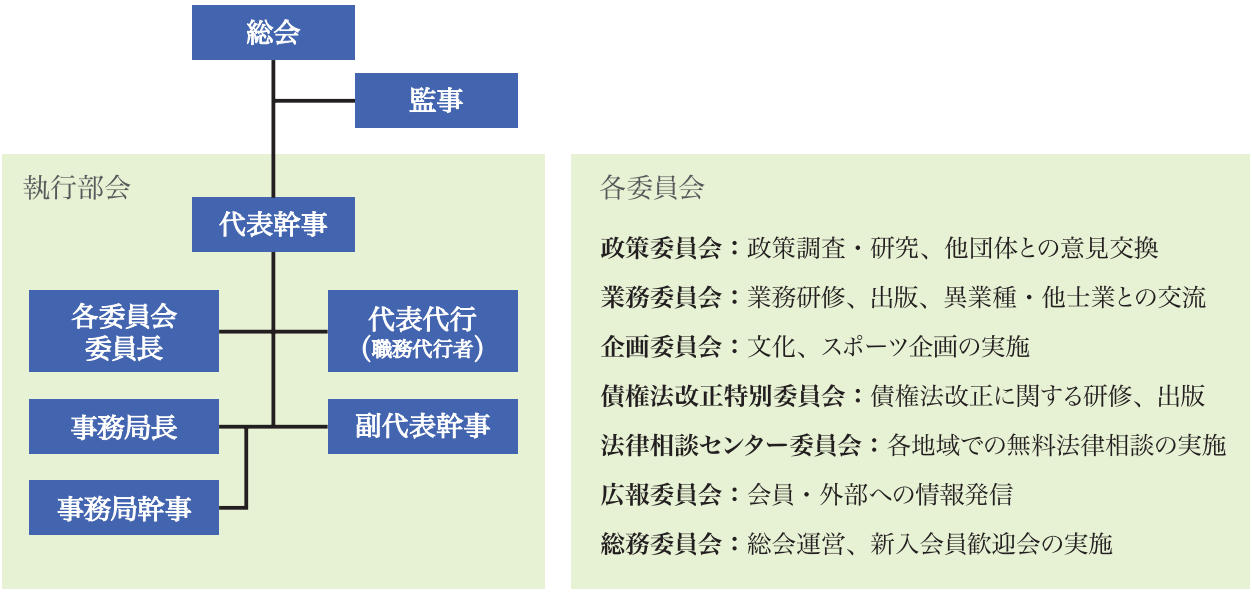

（2017年度）

上記組織図は、選任権・指名権をベースに整理している。

代表幹事及び監事は、総会により選任される（法友全期会会則（以下「会則」という）第7条1号及び2号）。

各委員会委員長（会則第19条第1文）、事務局長（会則第12条第3文）、副代表幹事（会則第2条第2文）及び事務局幹事（会則第12条第3文）は、いずれも、代表幹事が選任する。

「代表代行」と呼ばれている職務代行者は、代表幹事により指名される（会則第11条第2文）。慣例として、代表代行は、代表幹事と同期が指名されることから、同じ副代表幹事である事務局長や他の副代表幹事より上に位置づけている。

代表幹事、代表代行・事務局幹事をはじめとする副代表幹事、事務局幹事及び各委員会委員長をもって執行部会が構成される（会則第13条第2文）。

なお、代表幹事、副代表幹事、各委員会委員長、及び、監事は、役員を構成する（会則第10条第1文）。また、事務局長と事務局幹事によって事務局が構成されるので（会則第12条）、事務局長の下に事務局幹事を位置づけ、組織図のラインもやや事務局長よりにしている。

常置委員会としては、政策委員会、業務委員会及び企画委員会の3委員会である（会則第17条）。法律相談センター委員会については、法友全期会法律相談センター委員会運営規則第1条により設置される。その他の委員会は、総会又は執行部会の議を経て設置されている（会則第18条）

法友全期会会則

第7条（総会の審議事項）

総会は下記の事項を審議する。

1.代表幹事の選任

2.監事の選任

3.会則の改正、規則の制定・改廃

4.予算・決算の承認

5.その他執行部会が総会に付議するを相当と認めた事項

第10条（役員）

本会に次の役員を置く。

1.代表幹事：1名

2.副代表幹事：若干名

3.政策委員会、業務委員会、企画委員会、その他総会又は執行部会の議を経て置かれた委員会の委員長（以下「各委員会の委員長」という。）：各1名

4.監事：1名

副代表幹事は会員中から代表幹事が選任する。

第11条（役員の権限）

代表幹事は本会を代表し会務を掌理する。

代表幹事は副代表幹事の中から1人又は複数の職務代行者を指名し、必要に応じて代表幹事の職務を代行させることができる。

副代表幹事は代表幹事を補佐し、代表幹事に事故があるときは、前項の規定に関わらず副代表幹事の互選により選出された者が代表幹事の職務を代行する。

各委員会の委員長は、各委員会の事務を掌理する。

監事は本会の会計の監査を行い、総会において監査報告をする。

第12条（事務局）

代表幹事は事務局を設けて本会の事務を処理させる。

事務局は事務局長1名、事務局幹事若干名によって構成する。

事務局長は副代表幹事の中から、また事務局幹事は会員の中から代表幹事が選任する。

第13条（執行部会）

本会に執行部会を置く。

執行部会は次に掲げる者をもって構成する。

1.代表幹事

2.副代表幹事

3.事務局幹事

4.各委員会の委員長

第17条（委員会）

本会の目的達成のため次の委員会を置く。

1.政策委員会

2.業務委員会

3.企画委員会

第18条（委員会の設置）

本会は必要に応じ総会又は執行部会の議を経て、特定の事項を行うためその組織及び権限を定めてその他の委員会を置くことができる。

第19条（委員会の運営）

委員会は委員長1名、委員若干名にて構成し、委員長及び委員は会員の中から代表幹事が選任する。

委員会の委員長及び委員の任期は別に定める場合を除き第14条を準用する。

法友全期会法律相談センター委員会運営規則

第1条（目的）

法友全期会（以下「本会」という。）は、一般市民等に対して法律相談を行うため、法友全期会法律相談センター委員会（以下「本委員会」という。）を設置する。

現在の活動

政策の調査・研究

弁護士会や弁護士を取り巻く様々な司法問題や政策的課題について、若手弁護士ならではの視点で調査、研究し、勉強会や意見交換会なども行っています。

債権法改正の研究や研修

債権法改正の議論が始まった初期の頃から、法友全期会は債権法改正の動向を注視し、研究してきました。研究の成果に基づき、パブリックコメントに対する意見書を提出し、書籍を出版したほか、研修会を数多く開催しています。

法律相談会の開催

中野や八丈島にて、地域に根ざした無料法律相談会を実施しています。先輩弁護士と後輩弁護士がペアで相談担当者になることで、実際の現場で先輩弁護士のスキルを学ぶことができる鍛錬の場としての役割も果たしています。

書籍の出版

会員が協力して編集者・執筆者となり、交通事故実務マニュアル、刑事弁護マニュアル、離婚・離縁事件実務マニュアルといった書籍を、毎年1〜2冊のペースで出版しています。

各種研修会の開催

刑事弁護、交通事故や確定申告といった定番の分野から、専門性の高い分野まで、多数の研修会を実施しています。

会員相互の親睦を深める各種企画や懇親会の開催

ゴルフコンペ、スキー合宿やワイン会といった趣味を通じて交流する企画を開催するほか、研修会等の終了後には毎回、懇親会を行うなど、様々な場面で会員相互の親睦を深めています。プライベートのことから仕事のことまで気軽に仲間同士で相談できる雰囲気があり、法友全期会卒業後も続く、かけがえのない仲間（先輩・同期・後輩）を得られる機会が数多くあります。

異業種交流会

弁護士と隣接する他士業のほか、医師や不動産業者といった異業種との交流会を実施し、個々の会員の人脈や仕事の幅を広げるネットワークづくりの機会を提供しています。

日本弁護士連合会理事・東京弁護士会常議員等の推薦とそのバックアップ

毎年、日本弁護士連合会理事・東京弁護士会常議員等を、それぞれ推薦しています。推薦後も、法友全期会としてバックアップするため、政策委員会を中心に、毎月、若手の視点から、議題を検討しています。

他の弁護士会との意見交換会

全国各地の弁護士会を訪問し、各地の若手の現状等について意見交換するなど、全国の若手弁護士との交流を図っています。

V 未来へのメッセージ

若き友よ、共に行こう
未来を切り拓く挑戦の道を

法友全期会の歴史をふりかえれば、
つねに司法の理想と、自らの成長を追求し、
いくども改革の道を歩いてきた足跡が見える。

古き因習は打ち壊し、固定観念を敵とし、
変化を恐れず挑戦してきた。
その姿勢はこれからも変わらない。

弁護士はともすれば孤立し、
狭い世界に閉じ込められてしまう。

われわれは集い、多様な考えに触れ
フェアな思考力を培う。
われわれは集い、互いを助け合い
困難な現実に打ち勝つ。

弁護士同士の連帯はもとより
他業種のスペシャリストとの絆を広げ
新しい知恵と発想を取り入れていく。

若き友よ、共に行こう。
かけがえのない絆を武器にして

「法友全期会」という若き船に乗り、
司法の理想と自らの成長を追求する道を。